

規制の事前評価書(要旨)

【代替案なし】

政策の名称	発信者情報開示における電話番号の開示対象への追加		
担当部局	総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課	電話番号:03-5253-5843	e-mail:tcp-k@ml.soumu.go.jp
評価実施時期	令和2年8月		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)】 2001年の特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(以下「プロバイダ責任制限法」という。)の成立により、匿名の発信者による権利侵害投稿に対する権利回復を可能とするための手段として、発信者情報開示制度が導入された。制定時には開示対象として、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項の発信者情報を定める省令に氏名・名称(第1号)、住所(第2号)、電子メールアドレス(第3号)、IPアドレス及びタイムスタンプ(第4号)が限定列挙されていた。</p> <p>その後2011年に、プロバイダ責任制限法検証WGによる提言に基づき、利用者識別符号(第5号)、SIMカード識別番号(第6号)、第5号及び第6号に係るタイムスタンプ(第7号)が開示対象に追加され、2015年にはICTサービス安心・安全研究会による提言に基づき、IPアドレスと組み合わせられたポート番号(第4号)が開示対象に追加された。</p> <p>近年、SNS等のサービスを提供する主要なコンテンツプロバイダの中には、1つのドメイン名に複数のIPアドレスを割り当ててトラフィック量の増減に応じて用いる複数のサーバを自動的に変更するなどの負荷分散手法を活用している場合や、投稿時のIPアドレスやタイムスタンプの情報を保有していない場合がある等により、IPアドレスを起点として通信経路を辿って発信者を特定していくことが困難な事例が増加している。IPアドレスを起点として通信経路を辿って発信者を特定することができない場合には、発信者を特定して損害賠償請求権の行使等を行うことが不可能となり、被害者救済が図られなくなる懸念がある。</p> <p>今後、開示対象を新たに追加しない場合、被害者救済が不十分なケースが増加し続けてしまう状況が続くことになる。</p> <p>【課題及び課題の発生原因】 上記のとおり、IPアドレスを起点として通信経路を辿って発信者を特定することができない場合には、被害者救済が図られないケースが増加していることが課題であり、コンテンツプロバイダが負荷分散手法を活用していたり、投稿時のIPアドレスやタイムスタンプの情報を保有していない場合がある等により、IPアドレスを起点として通信経路を辿って発信者を特定していくことが困難な事例が増加していることが、その発生原因である。</p> <p>【規制の内容】 発信者情報開示の対象となる情報については、プロバイダ責任制限法第4条第1項において「氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であって総務省令で定めるものをいう」と規定されており、規定されるもの以外を開示対象とすることができないことから、開示関係役務提供者による自主基準や行政指導等の非規制手段により対処を行うことはできないため、「規制」手段を選択した。</p>		
規制の費用	(遵守費用)	開示対象に電話番号を追加することにより、開示関係役務提供者において、電話番号を開示するための事務手続に関する負担が発生すると考えられるが、従来からの発信者情報開示の仕組みを変更するものではなく費用は限定的である。	
	(行政費用)	現行制度上開示請求制度について行政費用は存在せず、開示対象に電話番号を追加することにより新たに行政費用は発生しない。	
規制の効果(便益)	(直接的効果(便益))	開示対象に電話番号を追加することにより、発信者を特定できない事例が減少し、被害者救済が図られる。	
	(副次的・波及的な影響)	開示対象となる発信者情報として電話番号を追加するものであり、従来からの発信者情報開示の仕組みを変更するものではないため、開示関係役務提供者に発生する費用等副次的な影響等は限定的であると考えられる。	
費用と効果(便益)の関係	上記のとおり、遵守費用や行政費用についての増加は限定的である。その一方で、開示対象に電話番号が追加されれば、発信者を特定できない事例が減少し、被害者救済が図られると予想される。以上から、本件追加により得られる利益は、本件追加に伴う費用を上回ることが見込まれるため、本件追加は妥当と考えられる。		
その他関連事項	<p>【事前評価の活用状況】 発信者情報開示の在り方に関する研究会中間とりまとめにおいて、電話番号をプロバイダ責任制限法の開示対象に追加するため、省令の改正を行うことが適当であるとされたことを踏まえ、今回の改正を行うものである。</p>		
事後評価の実施時期等	<p>【事後評価の実施時期】 施行後5年以内に事後評価を実施する。</p> <p>【事後評価に向けて把握する指標(費用・効果等)】 事業者へのヒアリング等を通じて、制度の実施状況や社会情勢の変化等を把握する。</p>		
備考			